

SMBC China Monthly

第235号 ■ 2025年1月

編集・発行：三井住友銀行 グローバル・アドバイザー部

【目次】

経済トピックス①	力強さを欠く中国景気	
日本総合研究所 調査部		
主任研究員 佐野 淳也	-----	2
経済トピックス②	中国自動車産業の海外展開にブレーキ	
日本総合研究所 調査部		
主任研究員 関 辰一	-----	3~4
税関関連情報	外資独資病院領域の拡大開放試行業務方案について	
TJCCコンサルティンググループ		
副総経理 劉 航	-----	5~6
人事・労務関連情報	中国人就労意識から見る今後の福利厚生制度の検討	
PERSOLKELLY China Co., Ltd. 英創人材服務(上海)有限公司		
Senior Consultant 野口 実里	-----	7~11
法務レポート	反マネーロンダリング法の改正	
弁護士法人キャストグローバル		
弁護士 金藤 力	-----	12~16
マクロ経済レポート	中国経済展望	
日本総合研究所 調査部		
主任研究員 佐野 淳也	-----	17~21
為替情報 通貨見通し	■中国人民元 ■香港ドル ■台湾ドル	
三井住友銀行 アジア・大洋州トレジャリー部 (シンガポール駐在)		
エコノミスト 阿部 良太	-----	22

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

TOPICS	経済トピックス	日本総合研究所 調査部 主任研究員 佐野 淳也 E-mail: sano.junya@jri.co.jp
力強さを欠く中国景気		
SMBC China Monthly		

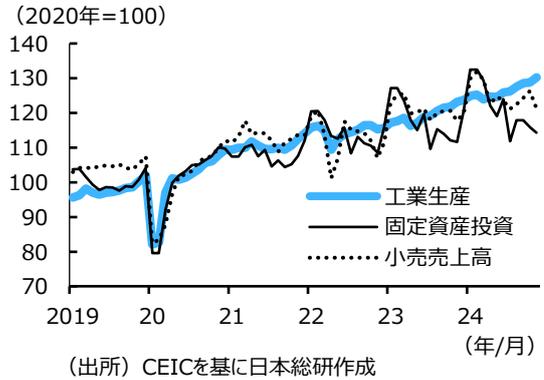
■内需の回復ペースが鈍化

中国では、2024 年秋口からの景気回復が一部で足踏みしている。製造業の生産活動は活発であり、政府の買い替え促進策の効果でEV等新エネルギー車を中心に工業生産は拡大している(右上図)。パソコン、家電、衣料等の輸出も堅調に増加しており、工業生産を押し上げている。

一方、内需は回復の勢いが鈍化している。個人消費は、新エネルギー車販売等を除けば、総じて弱い。中国最大のオンライン通販セール「ダブルイレブン」が10月中旬から例年よりも前倒しで始まったことから需要が先食いされ、11月の小売売上高は低調であった。家計の根強い節約志向が消費回復の足かせとなっている。

固定資産投資の増勢も弱まっている。政府方針を受けた金融機関の融資拡大等の効果で不動産開発投資の減少幅は縮小したものの、有力な財源である地方特別債の新規発行が鈍化していることを背景に、インフラ投資が伸び悩んでいる。

<中国の主要経済指標(季調値)>



■2025年の経済政策スタンスを決定

景気回復が力強さを欠くなか、共産党と政府は2024年12月中旬、中央経済工作会議を開催し、2025年の経済政策の方針を決定した。その主な内容は、以下の3点である。

第1に、金融政策の緩和スタンス強化である。金融政策スタンスが「穏健」から「適度に緩和」へと緩和方向に変更されたほか、預金準備率と金利をとともに引き下げる方針が示された。

第2に、財政政策の積極化である。財政赤字比率の上昇を許容して、財政支出拡大の余地を広げるほか、超長期特別国債の増発を明言した。

第3に、主要経済課題の見直しである(右下表)。会議で掲げられた九つの課題は、2023年に提示されたものと同じであるが、消費と投資の拡大が最重要課題に位置付けられたほか、不動産市場対策として土地の新規供給抑制が新たに追加される等、一部で従来よりも踏み込んだ政策内容が盛り込まれた。

<2025年の主要経済課題>

掲載順	主要課題
①	内需の拡大
②	科学技術の革新
③	改革の推進(民営経済促進法の制定、地方財政)
④	対外開放
⑤	不動産市場対策(土地の新規供給抑制、住宅在庫の処理)
⑥	農業・農村の活性化
⑦	地方経済の活性化
⑧	グリーン経済の推進
⑨	雇用拡大と社会保障

(出所)「中国政府網」を基に日本総研作成

もともと、財政政策で許容する赤字比率や消費刺激策の具体的な中身は示されず、2025年3月に予定されている全国人民代表大会(全人代)に持ち越しとなった。仮に、全人代で政府が打ち出す政策が小粒なものにとどまる等、期待外れに終わった場合は、米国による関税引上げの悪影響が本格化する2025年後半にかけて景気が失速する恐れがある。

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

中国の自動車産業は積極的に海外展開しており、コストパフォーマンスの良さを強みに海外売上高比率が急上昇している。しかし、今後の海外展開のペースは通商摩擦の問題等から鈍化すると見込まれる。

■急上昇する中国自動車産業の海外売上高比率

中国自動車産業は、長らく内需型産業として位置付けられていた。中国本土で上場している自動車企業 187 社の財務データを集計すると、2013 年時点での国内売上高は 1 兆 2,107 億人民元、海外売上高は 743 億人民元、海外売上高の総売上高に対する比率(海外売上高比率)は 5.8%に過ぎなかった。同年の製造業上場企業 3,597 社の海外売上高比率の平均値は 12.8%であり、自動車産業の海外売上高比率は製造業の平均値を大きく下回っていた(右図)。

しかし近年になって、中国自動車産業は国内販売の伸び悩み等により積極的に海外事業を展開するようになった。中国の新車登録台数は、家計部門の所得急増等により 2003 年の 434 万台から 2013 年の 2,031 万台へ大きく増加したものの、その後、雇用所得環境の悪化や政府によるエンジン車への規制等により増勢は大きく鈍化し、2023 年に 2,453 万台にとどまる等、中国の自動車市場は伸び悩んでいる。そこで、中国自動車産業は本格的に海外市場の開拓に乗り出すようになった。

その結果、2023 年の 187 社の国内売上高は 2 兆 5,052 億人民元へ比較的緩やかな増加にとどまる一方で、海外売上高が 7,696 億人民元へ大きく増加し、海外売上高比率は 23.5%へと急上昇している。これは、同年の製造業の海外売上高比率の平均値である 20.5%を上回る水準である。このように、中国の自動車産業は輸出型産業へと大きな構造転換を果たした。

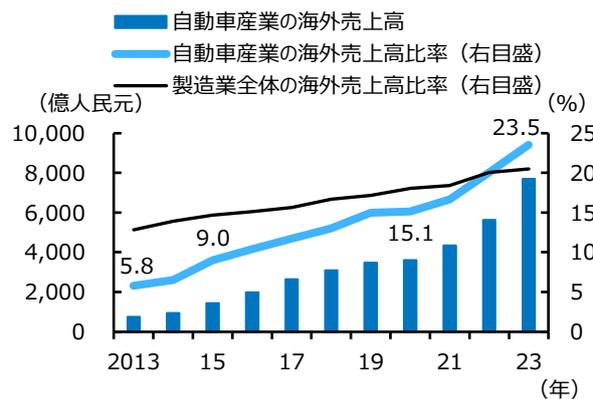
その結果、2023 年の 187 社の国内売上高は 2 兆 5,052 億人民元へ比較的緩やかな増加にとどまる一方で、海外売上高が 7,696 億人民元へ大きく増加し、海外売上高比率は 23.5%へと急上昇している。これは、同年の製造業の海外売上高比率の平均値である 20.5%を上回る水準である。このように、中国の自動車産業は輸出型産業へと大きな構造転換を果たした。

中国汽車工業協会によると、中国の自動車輸出台数は 2013 年の 98 万台から 2023 年に 491 万台へ増加し、2024 年 1~10 月には前年同期比+23.8%と一段と増加している。このペースで増加すれば 2024 年の輸出台数は 550 万台となる見通しである。

輸出先をみると、ロシア・東欧や南米、中東、東南アジアが上位を占める。中国海関総署によると、1~10 月の自動車輸出は日米欧自動車メーカーが相次ぎ撤退したロシア向けが 96 万台(通関ベース、以下同じ)と最も多い。次に、最終的に米国で販売する車を含むメキシコ向けが 39 万台で続く。その後は、UAE が 26 万台、ベルギーが 25 万台、ブラジルが 22 万台、サウジアラビアが 22 万台、英国が 17 万台、豪州が 15 万台、フィリピンが 14 万台、トルコが 11 万台、タイが 10 万台、マレーシアが 10 万台となっている。

輸出の車種をみると、電気自動車(EV)が 190 万台と全体の 36.0%を占める。中国自動車産業が海外展開するうえで軒並み EV に力を入れていることを反映して、自動車輸出の EV 比率は 2023 年通年の 34.0%から一段と上昇している。

＜中国企業の海外売上高比率＞



(出所) 自動車産業上場企業187社、製造業上場企業 3,597社の財務データ、Windを基に日本総研作成

■コストパフォーマンスの良さが中国企業の強み

主要企業の海外展開の動向をみると、上海汽車集団は2019年以降国内販売が頭打ちとなったため、海外事業展開を重視するようになった。2020年頃から中国で開発・生産しているEVに対して、2007年に企業買収で獲得したMGブランドを付けて輸出している。

英国発祥のMGブランドのEVは、欧州メーカーのEVと同等の品質にもかかわらず価格がやや低く、コストパフォーマンスがよいと評価されている。世界自動車市場の調査をしているフォーイン社によると、2023年のMGブランドの販売台数は、英国やフランスを中心とした西欧20カ国で22万台、メキシコで6万台、豪州で6万台弱であった。

上海汽車集団は、2023年に海外で合計60万台の自動車を販売したが、インド、インドネシア、タイを中心とした海外での生産台数は11万台にとどまる。

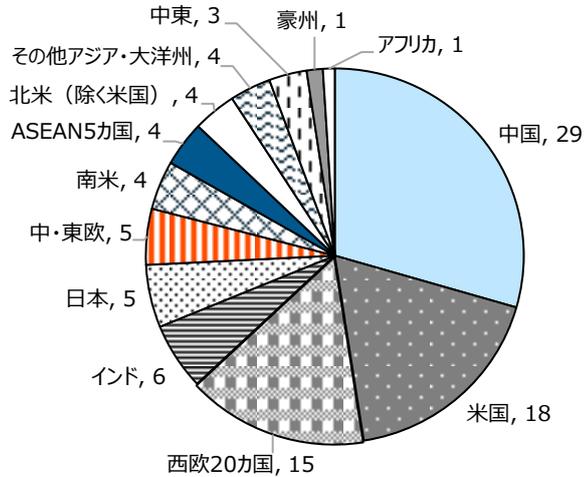
コストパフォーマンスの高いEVを量産し、中国EV市場でシェアトップを握るBYDは、自社ブランドのEVを輸出している。2023年に海外で合計10万台の自動車を販売した。ASEAN諸国や中東、オセアニアといった通商問題のリスクが小さい地域が中心である。国別ランキングをみると、1位はタイの3万台、2位はイスラエルの1.5万台、3位は豪州の1.2万台であった。なお、北米ではゼロ、西欧20カ国は1.7万台であった。2023年時点でBYDの海外生産台数はゼロであったものの、東欧や中東、ASEAN諸国等の地域へ投資し、海外生産を拡大すると発表している。

■今後、海外展開のペースは鈍化へ

中国の自動車産業は、コストパフォーマンスの良さを強みにロシア・東欧や東南アジア諸国等通商問題の懸念が小さい市場へ積極的に展開しているが、これらの地域の市場規模はさほど大きくない。

フォーイン社の「世界自動車統計年刊2024」によると、2023年の世界90カ国の自動車販売台数は合計8,833万台であり、そのなかでロシアを含む中・東欧は426万台と全体の5%に過ぎない。また、インドネシアは101万台、マレーシアは80万台、タイは78万台、フィリピンは44万台、ベトナムは40万台と、ASEAN5カ国の合計も347万台と、全体の

＜自動車販売台数の世界シェア（2023年、%）＞



（出所）フォーイン「世界自動車統計年刊2024」を基に
日本総研作成

4%である（右図）。そこに複数の中国自動車企業が一斉に押し寄せ、いまのところ販売を大きく伸ばしているが、まもなく市場規模の天井、すなわち需給バランス悪化の問題にぶつかる可能性が高い。

一方で、世界の18%を占める巨大な米国市場、15%を占める西欧20カ国では、通商問題の深刻化が中国企業の展開を阻む。中国市場は世界の29%に達することを踏まえると、いま海外展開に力を入れている中国企業も早晚、国内市場を最優先とする戦略に回帰する見通しである。

総じてみれば、中国自動車産業の海外展開のペースは今後、欧米先進国との通商問題や新興国市場での需給バランスの悪化等から、大きく減速すると見込まれる。

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

TOPICS	税関関連情報	TJCCコンサルティンググループ
	外資独資病院領域の拡大開放試行業務方案について	副総経理 劉航
	SMBC China Monthly	Email: shinki@tjcc.cn

2024年9月に中国政府の関連部門より「医療領域における拡大開放試行業務展開に関する通知」が公布され、北京、天津、上海、南京、蘇州、福州、広州、深圳、海南の9地域において外資に独資病院の設立を認める試行を展開することが明確に示されました。そして11月には国家卫生健康委、商務部、国家中医薬局、国家疾控局の連名で「独資病院領域の拡大開放試行業務方案」が制定され、外資が独資病院を設立するために備えているべき条件や政府の行政管理部门による管理措置等がさらに明確化されました。以下に明確化された条件および管理措置をまとめました。

●条件設定

● 投資者に対する条件

- 外資独資病院を申請する外国投資者は、独立して民事責任を負うことができる法人あり、また直接的または間接的に医療投資および管理の経験を有している必要がある
- 投資者には国際的に先進的な病院管理理念・管理モデル・サービスモデルを提供できること、国際的先端水準の医学技術と設備を提供できること、現地の医療サービス能力・医療技術・医療施設の不足を補って多様なサービス提供体制を拡充できることが求められる

● 設立/運営面における条件

外資独資病院は「中華人民共和国基本医療衛生および健康促進法」、「中華人民共和国生物安全法」、「中華人民共和国データ安全法」、「医療機構管理条例」、「中華人民共和国人類遺伝資源管理条例」等の法律法規に則った設立・運営が求められ、加えて以下の条件を満たす必要がある。

- 病院の経営性質は営利または非営利とする
- 病院の種類は総合病院、専門病院、リハビリ病院、病院のレベルは3級(中国の病院は規模、技術、設備等により、3つのランクに分類・管理されている。医療水準は3級が一番高く、1級が一番低い)とする。精神病院、感染症病院、血液病病院、東洋医学病院、東洋・西洋医学統合病院、少数民族病院の設立は不可
- 病院の診療科目に「血液内科」を含めてはいけない
- 医療リスク、倫理的リスクの高い診療活動を行なってはならない。これには人体臓器移植技術、生殖補助医療技術、出生前診断、精神科入院治療、腫瘍細胞治療といった新技術を用いた試験的治療等が含まれる
- 病院は規定に基づき外国人医師、香港・マカオ・台湾医師、その他の医療専門技術者を短期採用してよい。ただし、病院全体を管理する人員および医療専門技術人員において中国出身者の割合が50%未満であってはならない
- 病院の情報管理システムを所在地域の医療サービス監視プラットフォームに接続させていなければならない、また電子カルテ、医療機器等の情報を保存するサーバーは中国国内に設置していなければならない

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

- 「医療機構医療保障定点管理暫定弁法(国家医療保障局第 2 号令)」に基づき、医療拠点管理は所有形態に限らず一律に扱われる。つまり、規定に符合する外資独資病院であれば、プロセスを踏んだうえで医療拠点として申請することが可能。また、病院が国内外の商業健康保険と連携することを推奨する

●管理措置

● 参入管理

外資独資病院の設置許可および営業登記は、まず市レベルの衛生健康行政部門が一次審査を行ったのち、省レベルの衛生健康行政部門が審査を行なう。条件を満たしている場合、省レベルの衛生健康行政部門が医療機構設置許可書および医療機構営業許可証を発行する。

● 営業管理

衛生健康行政部門が外資独資病院も医療品質安全管理の範囲に組み込み、外資独資病院が病院審査評価に参加することを奨励する。

● 監督管理

関連する省レベルおよび市レベルの衛生健康行政部門が実際の状況に応じて関連法律法規に基づき管轄地域の監督責任を履行する。

2000 年に中国において外資との合併による医療機関設立が許可されてから 20 年余り経ち、現在 60 以上の外資合併医療機関が存在しています。これらの合併医療機関のうち今回の試行対象の 9 地域に所在しているものも多いため、今回の試行対象地域は外資医療機関管理の経験が蓄積されていることから、今回の試行における政策実行、経験総括、制度改善も円滑に進みやすいと考えられます。また、これら 9 地域は人口が多く、医療サービス需要が高いことに加え、医療施設の基盤が整備され、ビジネス環境が良好であることから、外資独資病院の誘致にも向いている地域と言えます。

TJCC コンサルティンググループ

1997 年の設立以来、日本・中国各地で 600 社以上の外資系企業サポート実績。

100 人のプロフェッショナルが中国の会計・税務・通関管理・人事労務等、経営全面に渡って単なる解決案の提供だけでなく、実行から成果まで保証。

2021 年には書籍『中国通関 Q&A100』を出版。

劉 航(リュウ コウ)

1994 年広州中山大学日本語科卒。(株)東芝広州事務所、(旧)日商岩井広州支店勤務の後、2002 年 TJCC 入社。中国・日本各地で TJCC 主催セミナーのほか、商工会、JETRO 等主催のセミナー講師も務める。

得意分野: 通関管理、企業投資・統廃合・移転・来料法人化関連

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

TOPICS	人事・労務関連情報	PERSOLKELLY China Co., Ltd 英創人材服務(上海)有限公司 Senior Consultant 野口 実里 E-mail: info_cn@persolkelly.com
中国人就労意識から見る今後の福利厚生制度の検討		
SMBC China Monthly		

PERSOLKELLY China Co., Ltd.(英創人材服務(上海)有限公司)で会員制の人事労務コンサルティング サービスを提供する PERSOLKELLY Consulting は、2023 年 6~8 月および 2024 年 7~9 月に中国人求職者を対象とした就業意識調査を実施した。本稿では世代別の就労意識の傾向を踏まえて、彼らが会社に求めるものと日系企業が設けている福利厚生制度実態のギャップについて着目し、今後の制度の在り方について考察していきたい。

なお、今回の調査の回答者は弊社の転職希望者データシステムに登録されている人材が対象となっており、多くが日本語人材である点が特徴である(回答 363 件)。また回答者の勤務地は、上海が 33.9%、広州・深センが 41.1%、北京が 3.9%で、大都市の在住者が大半を占めている。また年齢構成を見ると 20 代、30 代がそれぞれ約 45%を占めており、若い世代の回答が中心となっている。

◆就労意識: 離職理由と職探しにおける重点項目

まず、求職者の離職した/離職したいと思う理由について見ていきたい(表 1)。全体での上位 5 位の回答を見ると、ステップアップがしにくい環境であったことや報酬面での不満に関する回答が挙げられている。世代別で見ても、20 代~45 歳までの広い世代で「昇進機会が限られていること」が 5 位以内にランクインしている。昇進・昇格機会の少なさから、現職場で自身がステップアップする未来が描けず、離職を考えるケースが世代を問わず多いようである。そして、20 代、30 代前半の若手世代の結果に着目すると、「報酬におけるインセンティブ性のなさ」が 1 位となっており、特に 20~25 歳においては、半数以上の回答者が離職理由の 1 つとして選択している(50.98%)。この結果を踏まえると、特に若い世代では、成果に対して昇格・昇進やインセンティブ等の形で対価が得られる仕組みが設けられていることが人員引留めのポイントになってきそうである。

表 1 離職に至った理由もしくは離職したいと考える理由の世代別ランキング

(選択肢 17 項目に対し当てはまるものを 5 つまで回答可)

	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位
全体	昇進機会が限られていること／報酬におけるインセンティブ効果やメリハリの欠如(同率 1 位 31.96%)	報酬レベルに対する不満(31.68%)	報酬レベルに対する不満(31.68%)	会社もしくは業界の将来性に希望を感じないこと(28.10%)	自身の成長や能力アップにつながらないこと(27.82%)
20 歳 ~ 25 歳	報酬におけるインセンティブ効果やメリハリの欠如(50.98%)	報酬レベルに対する不満(43.14%)	昇進機会が限られていること(37.25%)	仕事に対するやりがいや達成感の無さ／企業文化、社風あるいは会社の管理方式と自己価値観が合わないこと(同率 4 位 27.45%)	
26 歳 ~ 30 歳	報酬レベルに対する不満(36.11%)	報酬におけるインセンティブ効果やメリハリの欠如(34.26%)	昇進機会が限られていること(33.33%)	自身の成長や能力アップにつながらないこと(31.48%)	会社もしくは業界の将来性に希望を感じないこと(28.7%)

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

	1位	2位	3位	4位	5位
31 ～ 35 歳	報酬におけるインセンティブ効果やメリハリの欠如(34.74%)	報酬レベルに対する不満(32.63%)	昇進機会が限られていること／会社もしくは業界の将来性に希望を感じないこと(同率3位 30.53%)		自身の成長や能力アップにつながらないこと(29.47%)
36 ～ 40 歳	昇進機会が限られていること／企業文化、社風あるいは会社の管理方式と自己価値観が合わないこと(同率1位 31.43%)	仕事に対するやりがいや達成感の無さ(30.00%)	会社もしくは業界の将来性に希望を感じないこと(27.14%)		報酬レベルに対する不満／リストラ、会社の閉鎖等(同率5位 24.29%)
41 ～ 45 歳	会社もしくは業界の将来性に希望を感じないこと(41.67%)	昇進機会が限られていること／リストラ、会社の閉鎖等(同率2位 37.5%)	自身の成長や能力アップにつながらないこと(33.33%)		福利厚生に対する不満(25.00%)
46 歳 以上	リストラ、会社の閉鎖等(40.00%)	仕事に対するやりがいや達成感の無さ(26.67%)	上司、同僚等の人間関係(26.67%)		報酬レベルに対する不満／自身の成長や能力アップにつながらないこと／残業、出張、夜勤が多く、仕事と私生活の両立できないこと／企業文化、社風あるいは会社の管理方式と自己価値観が合わないこと／社員研修等、能力開発の機会が乏しいこと(同率4位 20.00%)

一方で職探しにおいて重視することに関して、全体の回答結果を見ると、上位5項目には「報酬レベル」や「福利厚生」、「企業文化」等、就業者が意識しそうな項目が並んでいる(表2)。

世代別にみると、多くの世代での1位は、「報酬レベル」であったのに対し、20～25歳では「仕事と私生活の両立」の回答が最も多くなっている(50.98%)。この回答は26～30歳、36～40歳においても上位5位以内に入っている(それぞれ、32.41%、30.00%)。2024年10月には「生育支援政策整備の加速と生育にやさしい社会づくりの推進のための若干措置」(注)が公布され、家庭との両立がしやすい職場環境の整備を国が使用者に要求してきていることから、今後はこのような風潮がさらに広がることが予想される。ワークライフバランスを考慮した働きやすい制度があるかどうかとも人材確保・引留めのための要因のひとつになってきそうである。

また、30代～40代前半の中堅社員・ベテラン社員等と呼ばれる層においては、「自身の成長や能力開発の機会」を重視するという回答が各世代の上位5位以内に見られている(31～35歳 35.79%、36～40歳 34.29%、41～45歳 33.33%)。表1の離職理由にも「昇進機会が限られていること」、「自身の成長や能力アップにつながらないこと」といった回答が多かったこと、職探しでの重視項目に関して当該世代の1位の回答が「報酬レベル」であることも踏まえると、会社に求めるものとしては、そこで勤務することがいかにスキルアップに繋がるか、そして自身の能力レベルに見合った報酬が得られるか、という点になると考えられる。

(注) 国务院办公厅印发《关于加快完善生育支持政策体系推动建设生育友好型社会的若干措施》的通知(2024年10月28日) https://www.gov.cn/zhengce/content/202410/content_6983485.htm

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

表 2 職探しにおいて重視する項目の世代別ランキング

(選択肢 20 項目に対し最も当てはまるものを 5 つまで回答可)

	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位
全体	報酬レベル (47.66%)	勤務制度、福利厚生 (37.19%)	勤務地(35.26%)	企業文化、社風、 会社の経営スタイル (33.88%)	福利厚生の充実 (31.96%)
20 ～ 25 歳	仕事と私生活の 両立(50.98%)	勤務地(45.10%)	報酬レベル (43.14%)	勤務制度、福利厚生 (41.18%)	福利厚生の充実 (31.37%)
26 ～ 30 歳	報酬レベル (49.07%)	勤務制度、福利厚生 (44.44%)	企業文化、社風、 会社の経営スタイル (38.89%)	福利厚生の充実 (33.33%)	仕事と私生活の 両立(32.41%)
31 ～ 35 歳	報酬レベル (53.68%)	企業文化、社風、会社の経営スタイル／仕事の安定性 ／福利厚生の充実(同率 2 位 36.84%)		自身の成長や能力開発の機会 (35.79%)	
36 ～ 40 歳	報酬レベル (44.29%)	自身の成長や能力開発の機会／勤務地／仕事の安定 性(同率 2 位 34.29%)		仕事と私生活の 両立(30.00%)	
41 ～ 45 歳	報酬レベル (50.00%)	勤務制度、福利厚生／勤務地(同率 2 位 45.83%)		自身の成長や能力開発の機会／仕 事の安定性(同率 4 位 33.33%)	
46 歳 以上	仕事の安定性／仕事のやりがいや達 成感(同率 1 位 46.67%)	企業文化、社風、 会社の経営スタイル (40%)		勤務地(33.33%)	報酬レベル／勤 務制度、福利厚生 ／企業や業界の 将来性(同率 5 位 26.67%)

これらの調査結果をまとめると、成長や能力開発機会の有無、働きやすい環境、自身のレベルに見合った報酬の 3 点が就業者から求められてきているようである。

◆日系企業の実態と今後の福利厚生制度の検討

ここからは 2024 年 6～7 月に PERSOLKELLY Consulting が華南エリア・華東エリアでそれぞれ実施した日系企業における福利厚生の導入状況に関する調査結果を踏まえて、企業の実態と求職者意識を比較し、今後の制度の考え方を検討していきたいと思う。

まず、能力開発の手法の 1 つとして捉えられている社員教育・研修の実施比率についてである。実施状況は華南エリアでは 90.5%、上海市では 85.4%という回答となり、非常に多くの企業が積極的に研修実施をしていることがわかる。しかしながら、離職理由として「自身の成長や能力アップにつながらないこと」が各世代で挙げられている点を踏まえると、研修は従業員の能力・知識向上に寄与する施策だと考えられるものの、それが必ずしも彼らのスキルアップにつながっているという実感を得られていない可能性がある。したがって、業務実態や時代に適した内容での研修となっているかの確認が必要であり、定期的なカリ

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

キュラムの見直しが重要だと言える。その際、実際に研修に参加する従業員に日常業務においてどのような課題感があるのか、どのような研修を希望するか等を調査して、リアルな声を研修企画に反映できるとなお望ましいと考える。

続いて、働きやすい環境という面では、フレックスタイム制、在宅勤務、時短勤務等の柔軟な勤務形態を認めている企業の割合は、華南エリアでは31.7%、上海市では39.0%という回答だった。新型コロナウイルス禍を契機に当該制度を導入しそのまま継続している企業もあるようだが、その割合としてはそこまで高くない。

今後、柔軟な勤務形態を導入していく場合には、どのような勤務形態を認めるのか、利用条件を設けるのか、どのように勤怠管理を実施するのか、特に在宅勤務のケースにおいてどのように評価をしていくか等、考慮しなければいけない点も多い。会社の方針や実際の従業員のニーズ等も踏まえて、会社が一定コントロールできるような仕組みを事前にきちんと考えておく必要がある。

最後に報酬制度についてである。離職理由の上位には、報酬制度におけるインセンティブ性やメリハリの無さがランクインしている。インセンティブ制度の導入状況について言うと、華南エリアでは14.3%、上海市でも22.8%と、未だ導入されていない企業の方が多い。

在中国日系企業では結果を出しても出さなくてもあまり差がつかない報酬運用をしている例が少なくないが、その場合のリスクとして、従業員の成果や能力が昇給に反映されづらいため、給与のメリハリがなかなかつかず、優秀人材の不満・離職に繋がりがやすくなる可能性がある。優秀人材の引留めに加えて報酬原資の有効活用という側面においても、インセンティブ制度を含む報酬制度全体の見直しを今後検討される企業も多いのではないかとと思う。

報酬制度におけるメリハリの付け方にはいろいろあるが、以下では主にインセンティブ制度を導入する際に注意すべき点についていくつか挙げておきたい。

まず、1点目は、現行賃金規定との関連性である。たとえば、インセンティブ報酬の原資を賞与分からとする場合、給与構成を大幅に変更する場合等、現行の制度でどのようなルールが定義されているか確認が必要である。もしも賞与の支給ロジックや支給最低金額について明示されている場合、その変更は従業員の密接な利益にかかわる変更となる。したがって、労働契約法第4条の通り民主プロセスを経て変更・導入していかなければならない。さらに、労働契約内に賞与制度について明記がある場合は従業員の合意が必須であるため、その点においても注意しなければならない。

2点目は会社側が制度変更・取り消しをできるような仕組みにしておくことである。今後、制度の変更や取り消しの可能性もあることから、インセンティブ報酬の具体的な計算ロジック等は個人の労働契約書には明記しないことが望ましい。契約書内に詳細ルールまで記載してしまうと、変更・取り消しの場合も各従業員の合意が必要になってしまうためである。契約書内にはあくまで、会社が別途定めるインセンティブ制度に準じるとのみ記載しておくことを推奨する。

そのほかにも、個人業績に対するインセンティブとするか、チーム業績に対するものとするのか、一部部門のみでの制度導入とする場合、対象外部門との公平性をどのように保つか等、自社の方針・実情に応じて慎重に制度を策定していく必要がある。

ここまで、就業者意識を踏まえた今後の福利厚生施策の在り方におけるヒントについて考えてきた。新たな施策・制度を導入するにあたって共通して留意しておきたい点は、繰り返しとなるが、その制度のルール変更・取り消し等を会社の裁量で決定できる仕組みにしているかどうかである。会社運営に影響を与える内容がルールに含まれていないか、事前にきちんと考慮しなければならない。また、今回は市場の中国

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

人求職者の全体傾向から分析をしてきたが、当然のことながら自社の従業員の声に耳を傾けることも忘れてはならない。市場傾向のみを注視するのではなく、従業員満足度調査等を通じて、本当に自社従業員に求められている施策は何か、自社の方針・体質を踏まえてどのような施策であれば有効か検討していく姿勢も重要である。

英創人材服務(上海)有限公司(PERSOLKELLY China)

華東、華北、華南地域を中心に、中国全土にて日系企業向けに人材紹介サービスを提供しています。1996年の事業開始以来、幅広い業種職種の人材紹介を行っており、これまでに13,000社以上の実績があります。人材紹介事業のほか、「企業とともに成長・変革を実現するパートナー」として、人事戦略立案～労務・教育・人事制度策定をご支援してまいりました。

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

REPORT	法務レポート	弁護士法人キャストグローバル
	反マネーロンダリング法の改正	弁護士 金藤 力
	SMBC China Monthly	Email : kanefuji@castglobal-law.com

1. はじめに

2024年11月8日、改正《反マネーロンダリング法》が公布された(以下「改正法」という)。改正法の施行期日は2025年1月1日からである。

改正前の《反マネーロンダリング法》は2007年1月1日から施行されており、第1章から第7章までの構成の面については改正前後でほぼ変わらない。しかしながら、今回の改正では、金融機関以外の「特定非金融機構」についての規定が大きく拡充されていること等、新たに明文化された部分も多く、条文数から見ても改正前の35カ条から63カ条へと大きく増加している。

これら新たに加わった条文の多くは、すでに関連する細則規定等で定められていた内容も多い。ただ、中国と日本の間における送金をめぐってはマネーロンダリングの問題を考慮すべき必要がある場面も増えてきているため、この機会に改正法のいくつかのポイントをご紹介します。

2. 適用範囲

まず、今回の改正法では、「反マネーロンダリング」についての定義規定を若干修正し、同時に、テロ資金供与活動の予防についても対象とすることが明記された(第2条)。

適用範囲	この法律において「反マネーロンダリング」とは、麻薬犯罪、裏社会性質の組織犯罪、テロ活動犯罪、密輸犯罪、汚職賄賂犯罪、金融管理秩序破壊犯罪、金融詐欺犯罪、 <u>その他の犯罪</u> による所得ならびにその収益の源泉および性質を各種方式を通じて偽装し、または隠蔽するマネーロンダリング活動を予防するため、この法律の規定により関連措置を講ずる行為をいう。 <u>テロリズム資金供与活動の予防には、この法律を適用する。その他の法律に別段の定めがある場合には、当該定めを適用する。</u>
------	--

中国の《刑法》では、「麻薬犯罪または闇社会性質の組織犯罪、テロ活動犯罪、密輸犯罪、汚職賄賂犯罪、金融管理秩序を破壊する犯罪または金融詐欺犯罪の」所得ならびにそれにより生じた収益の源泉および性質を偽装し、または隠蔽することを目的として、資金口座の提供や現金の有価証券への転換、振替等による資金移転、国境を跨ぐ資産移転その他の行為を行うことを犯罪として処罰の対象としている(《刑法》第191条)。これに比べると、改正法の適用範囲は、「その他の」犯罪による所得等も広く対象としている点、また犯罪にかかわるか否かを問わずテロ資金の供与についても対象としている点で、文言上はやや適用範囲が広がっている。

なお、テロ資金の提供の防止に関しては、《反テロリズム法》に基づき、金融機関および特定非金融機構いずれについても従来から監督管理の対象となっている。

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

3. 金融機関と「特定非金融機構」

今回の改正で比較的大きな変更点と思われるのが、金融機関以外の、不動産業者や法律事務所等「特定非金融機構」の義務に関する規定が大幅に増えたことである。

改正法に基づく各種義務の主体は、以下の通りである。

金融機関 (第 63 条)	(1) 銀行業、証券基金先物業、保険業および信託業金融機構 (2) 非銀行支払機構 (3) 国务院の反マネーロンダリング行政主管部門が確定し、かつ、公表する、金融業務に従事するその他の機構
特定非金融機構 (第 64 条)	(1) 建物販売または建物売買仲立サービスを提供する不動産開発企業または不動産仲介機構 (2) 委託を受けて顧客のため、不動産の売買、資金、証券その他の資産の管理代行、銀行口座または証券口座の管理代行、企業の設立または運営のための資金の調達および経営性実体の売買代理にかかる業務を取り扱う会計士事務所、弁護士事務所または公証機構 (3) 所定金額以上の貴金属または宝石の現物取引に従事する取引業者 (4) 国务院の反マネーロンダリング行政主管部門が国务院の関係部門と共同してマネーロンダリングリスク状況に基づき確定した、反マネーロンダリング義務を履行することが必要なその他の機構

改正法が成立する前から、「特定非金融機構」に関しては別途、《特定非金融機構の反マネーロンダリング監督管理業務の強化に関する中国人民銀行弁公庁の通知》(注1)等により反マネーロンダリングの義務の履行が求められていたが、今回の改正で法律の条文の上でも明記されることになった。

「特定非金融機構」について、改正法では、主に以下のような規定が新たに設けられている。

項目	内容
金融機関の義務の参照	金融機関による反マネーロンダリング義務の履行に関するこの章の関連規定を参照し、業務の特徴、経営規模およびマネーロンダリングリスクの状況に基づき反マネーロンダリング義務を履行する。(第 42 条)
調査協力	反マネーロンダリング調査に協力し、所定の期間内に関係する文書および資料をありのままに提供しなければならない。(第 43 条第 3 項)
行政処罰	特定非金融機構がこの法律の規定に違反した場合には、関係する特定非金融機構主管部門が期間を限り是正するよう命ずる。情状が比較的重いときは、警告をし、または 5 万人民币元以下の罰金を科する。情状が重大であり、または期限を徒過して是正しないときは、5 万人民币元以上 50 万人民币以下の罰金を科する。関係責任者に対しては、警告をし、または 5 万人民币元以下の罰金を科することができる。(第 58 条)

(注1) 中国人民銀行 2018 年 7 月 13 日 發布、同日 施行。銀弁發[2018]120 号。

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

また、「特定非金融機構」と取引をする企業・個人の側でも、特定非金融機構が法により展開する顧客デューデリジェンス調査に協力しなければならないことが明記された(第10条)。

金融機関における顧客デューデリジェンス調査については、2022年に《金融機関の顧客デューデリジェンス調査ならびに顧客身分資料および取引記録保存管理弁法》において詳細なルールが発布されたものの、この弁法の施行は技術的な原因により延期されることになった経緯もある(注2)。ルールが詳細であるがゆえに、実務上の対応には時間がかかるところもあろう。また、今後、特定非金融機構との取引を含め、各種の確認資料の提出等を求められる機会が増えることも予想される。

4. 実質的支配者の情報にかかる管理制度

もうひとつの大きな変更点として、実質的支配者(※)の情報にかかる管理制度についての規定が追加された。すなわち、《実質的支配者情報管理弁法》(注3)が2024年11月1日から新たに施行され、会社、組合企業、外国会社の分支機構その他の主体には、登記登録システムを通じて実質的支配者の情報を届け出る義務が課されているところ、この新たな制度に関する条文の追加である。(第19条、第60条)

届け出られた情報は、反マネーロンダリング行政主管部門および国の関係機関は、職責履行の必要のために利用される。金融機関および特定非金融機構も、反マネーロンダリング義務を履行する際に、法により実質的支配者の情報を照会・照合することになっている(第19条第3項)。

(※)なお、ここにいう「実質的支配者」とは、中国語では「受益所有人」(beneficial owner)であるが、日本における用語にならって「実質的支配者」と訳出している。会社法上の「实际控制人」(《会社法》第265条第3号)とはまったく異なる概念である。

反マネーロンダリング法における「受益所有人」	<p>法人もしくは非法人組織を最終的に保有し、もしくは実質的に支配し、または法人もしくは非法人組織の最終的な収益を享有する自然人である。(第19条第4項)</p> <p>具体的な認定基準としては以下の通りである。</p> <p>(1)直接方式または間接方式を通じて備案主体の25%以上の出資持分、株式または組合持分を最終的に保有する者</p> <p>(2)第(1)号の標準を満たさないけれども、備案主体の25%以上の収益権または議決権を最終的に享有する者</p> <p>(3)第(1)号の標準を満たさないけれども、単独で、または連合して備案主体に対し実際の支配をする者</p> <p>(《実質的支配者情報管理弁法》第6条第1項参照。)</p>
------------------------	---

5. その他の改正事項

改正法では、その他にも多くの条文が改正されているが、ここでは紙幅の都合上、いくつかを紹介するにとどめる。

(注2) 中国人民銀行、銀保監会、証監会 2022年2月21日付公告。

<http://www.csrc.gov.cn/csrc/c100028/c1938601/content.shtml>

(注3) 中国人民銀行/国家市場監督管理総局令[2024]第3号。2024年4月29日発布、同年11月1日施行。

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

(1) 域外適用

中国国外における活動であっても、中国の主権および安全に害を及ぼし、中国の公民・法人その他組織の適法な権益を侵害しまたは中国国内の金融秩序を攪乱する場合には、この法律が適用される(第12条)。

(2) 自律組織

反マネーロンダリング義務を履行する機構は、法により反マネーロンダリング自律組織を設立することができ、関連する業種自律組織と協同して自律管理を展開することができる(第25条)。

(3) 高リスクの取引の制限措置

マネーロンダリングの高いリスク状況が存在する場合について、必要があれば、金融機関は、取引の方式、金額または頻度を制限し、業務累計を制限し、業務の取扱を拒絶し、業務関係を終了する等のリスク管理措置を講ずることができる(第30条第1項)。

(4) 金融機関に対する異議の提出

金融機関がリスク管理措置を講じたことに対し異議がある場合には、企業または個人は金融機関に対し異議を申し立てることができ、直接に訴訟を提起することもできる(第39条)。

(5) 各種の名簿・リストによる管理

いずれの企業・個人も、国の関係機関の要求にしたがい次に掲げる名簿に掲げられた対象に対しては反マネーロンダリング特別予防措置を講じなければならない(第40条)。これには、名簿に掲載された対象者のほか、その代理人、その指図を受ける組織および人員ならびにその直接または間接に支配する組織に対し、金融等のサービスまたは資金もしくは資産を提供することを直ちに停止し、関連資金および資産の移転を直ちに制限すること等が含まれる。

- (1) 国の反テロリズム業務指導機構が認定し、かつ、その事務取扱機構が公告したテロ活動組織および人員の名簿
- (2) 外交部が発布した、国際連合安全保障理事会決議執行通知における特定対象金融制裁にかかわる組織および人員の名簿
- (3) 国務院の反マネーロンダリング行政主管部門が認定し、または国の関係機関と共同して認定した、重大なマネーロンダリングリスクを有し、措置を講じなければ重大な結果を生ずるおそれのある組織および人員の名簿

(6) 董事、監事、高級管理者その他直接責任者の免責

《反マネーロンダリング法》では、従来から董事、監事、高級管理者その他直接責任者に対する処罰の規定を設けていたが、改正法では、これらの者が「自らがすでに勤勉に職務を尽くして反マネーロンダリング措置を講じていることを証明することができる場合」には処罰しないことができるとする規定を新設した(第56条第3項)。

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

6. おわりに

以上の通り、改正法における条文の改正点は、すでに従来から関連する細則規定において定められていたところも多く、それ自体を見る限りでは実務面で直接的に大きな変化をもたらすことは予想しづらい。しかし、法律の条文において明記されたことによって、実務面での取扱いに変化が生じてくることを見込まれる部分もある。

マネーロンダリングをめぐる規制については、日中双方それぞれの規制状況が影響してくる面もある。金融機関における実務の取扱いの変化によって、従前通りの資金決済がスムーズにできなくなる場面も生じ得るので、実務の動向にも引き続き目を向けておきたい。

以上

キャストグローバルグループは、中国やASEAN、日本でビジネスを展開するクライアントのさまざまなニーズに対し、法務、会計・税務、人事・労務、マーケティングのスペシャリストである弁護士・会計士・司法書士・行政書士・社会保険労務士・中小企業診断士等異なる10におよぶ資格を有する専門家が集い、各分野の強みを有機的に結合して国内21拠点、国外8拠点、ワンストップで最適なソリューションを提供する、ユニークなグローバルコンサルティングファームです。

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

三井住友銀行

REPORT	マクロ経済レポート	日本総合研究所 調査部 主任研究員 佐野 淳也 E-mail: sano.junya@jri.co.jp
中国経済展望		
SMBC China Monthly		

内需の鈍化で景気回復に足踏み

◆内需回復の勢いが鈍化

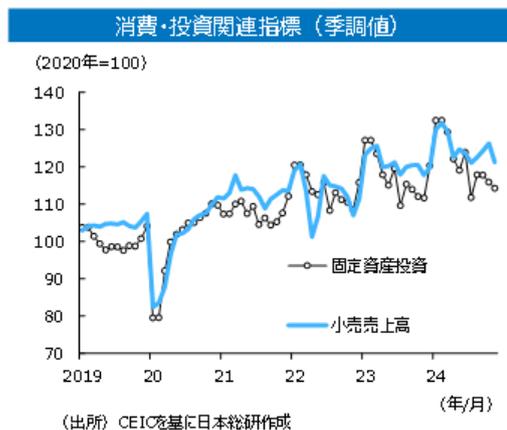
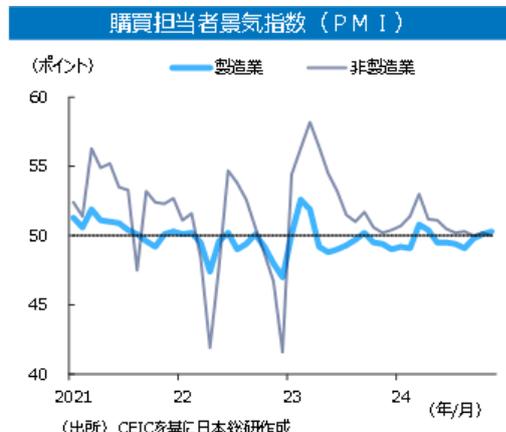
中国景気は秋口からの回復が一部で足踏み。工業生産と輸出は堅調。工業生産は、買い替え促進策の効果で新エネルギー車を中心に拡大。パソコン、家電、衣料等の輸出も堅調に増加。製造業の景況感も改善しており、2024年11月の製造業PMIは、2ヵ月連続で節目の50超え。

一方、内需は回復の勢いが鈍化し、景気回復の重石に。個人消費は新エネルギー車販売等を除き、総じて弱い動き。中国最大のオンライン通販セール「ダブルイレブン」が例年よりも前倒しで始まったことで需要が先食いされ、11月の小売売上高は低調。固定資産投資も、インフラ投資の伸び悩み等で増勢が鈍化。

◆2025年の経済運営方針が決定

景気回復の勢いが弱まるなか、共産党と政府は中央経済工作会議を開催し、2025年の経済運営方針を決定。その主な内容は、①金融政策の緩和、②財政政策の積極化、③内需の拡大を最も重視した主要経済課題の提示、の3点。

もともと、財政政策で許容する赤字比率や消費刺激策の具体的な中身は示されず、2025年3月開催予定の全国人民代表大会(全人代)に持ち越し。全人代で政府が打ち出す政策が不十分な場合、米国による関税引上げの影響が本格化する2025年後半にかけて景気が失速する恐れ。



2025年の主要経済課題

掲載順	主要課題
①	内需の拡大
②	科学技術の革新
③	改革の推進 (民営経済促進法の制定、地方財政)
④	対外開放
⑤	不動産市場対策 (土地の新規供給抑制、住宅在庫の処理)
⑥	農業・農村の活性化
⑦	地方経済の活性化
⑧	グリーン経済の推進
⑨	雇用拡大と社会保障

(出所) 「中国政府網」を基に日本総研作成

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

先行きの輸出は景気下押し要因

◆輸出の景気下支え効果は長続きせず

足元の輸出は堅調な推移が続き、景気を下支え。品目別では、自動車やパソコン、家電、衣料が増加。国・地域別では、対中制裁関税実施前の駆け込みやクリスマス商戦需要等で米国向けが増加。ASEANやEU向けも増勢が持続する等、主要地域への輸出が軒並み堅調。

先行きは、駆け込み効果のはく落に加え、米国による関税引上げが輸出を押し下げる見通し。新規輸出受注指数も50を下回っており、早晩、輸出は景気下押し要因に転化する見込み。

◆輸入は減少傾向

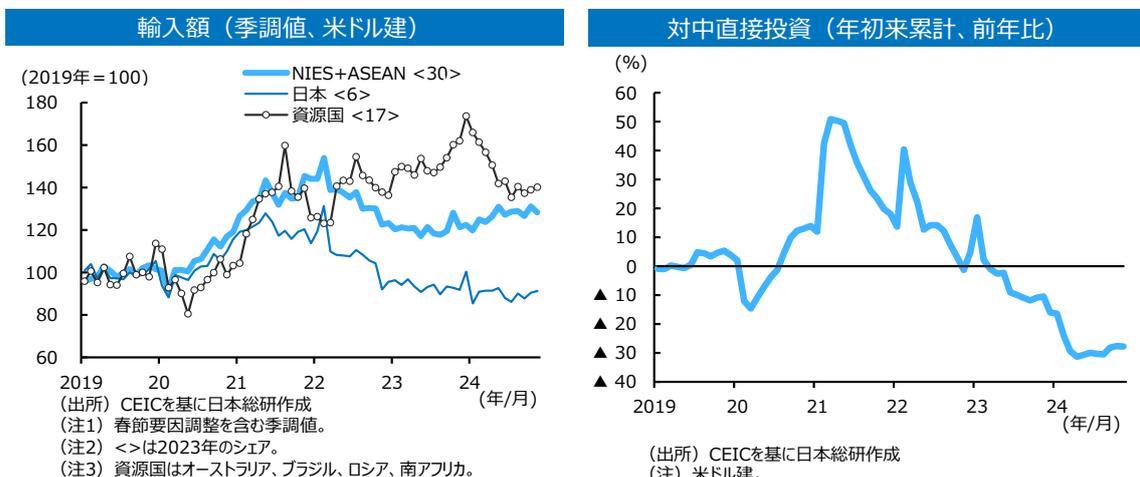
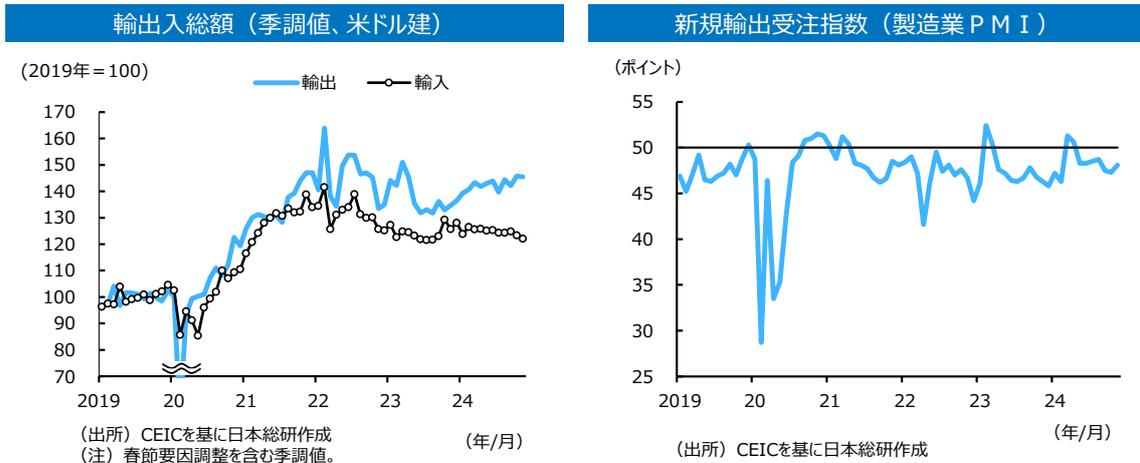
輸入は内需低迷を受けて減少傾向。先行きは、景気刺激策による設備投資の増加で、資本財は若干持ち直す一方、消費の低迷が続くとみられ、全体で見れば横ばい圏で推移する見通し。

◆対中直接投資は減少持続

2024年1~11月の対中直接投資(米ドル建)は前年比▲27.8%と、引き続き大幅減少。

中国政府は、参入規制の緩和や事業展開上の懸念払しょくに取り組む姿勢をアピール。今後、外資100%の病院設立を認める等、サービス業の対外開放を進める方針。

もともと、多くの外資企業は投資実行に引き続き慎重。米中対立の深刻化や中国経済の先行きに対する懸念を背景に、対中直接投資は引き続き減少する見込み。



当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

個人消費は総じて弱い動き

◆小売売上高は低調

消費マインドが低迷するなか、個人消費は総じて弱い動き。2024年11月の小売売上高は前月から大きく減少。中国最大のオンライン通販セール「ダブルイレブン」が例年よりも前倒しで始まったことで需要が先食いされたことが大きな下押し要因に。政府による消費喚起策の押し上げ効果も自動車を除けば総じて弱く、個人消費は低調に推移する見通し。

◆乗用車販売の本格回復は見込み薄

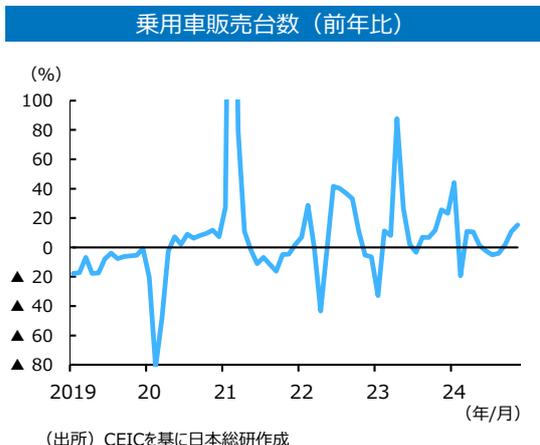
2024年11月の乗用車販売台数は、3ヵ月連続の前年同月比プラス。買い替え促進策が奏功し、EV等新エネルギー車の増加ペースが加速。

当面は、買い換え促進策が販売を押し上げるものの、消費者の支出意欲は総じて弱く、乗用車販売の本格回復は見込み薄。

◆住宅販売も低迷

2024年9月下旬に発表された住宅購入規制の緩和や住宅ローン金利の引き下げ等の政策が奏功し、住宅販売は下げ止まり。

もっとも、現時点までに出された政府による不動産市場対策は、長期的な住宅需要の減少トレンドを転換させるほどの力強さはみられず。2024年12月の中央経済工作会議でも、特段の対策は打ち出されず。政府は、構造問題も抱える住宅市場の下押し圧力を長い時間かけて吸収していく方針で臨むと予想。



当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

投資は増勢鈍化

◆インフラ投資が伸び悩み

2024年11月の固定資産投資は前年同月比+2.4%と、前月(同+3.4%)より伸び率が低下。政府方針を受けた金融機関の融資拡大等で、不動産開発投資の減少幅は縮小したものの、有力な財源である地方特別債の新規発行ペースが鈍化したことを背景に、インフラ投資が伸び悩み。

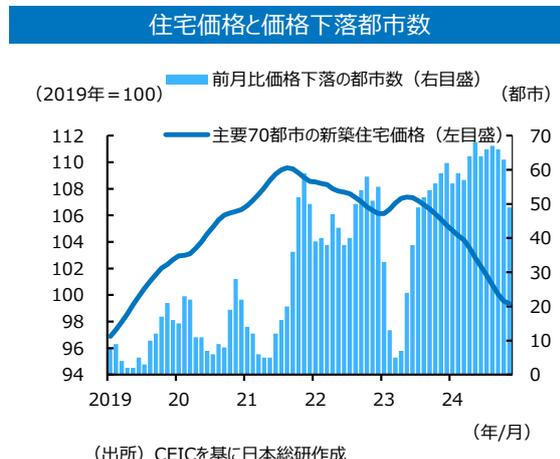
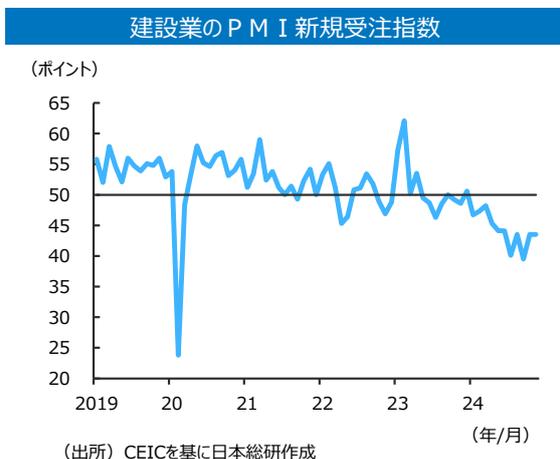
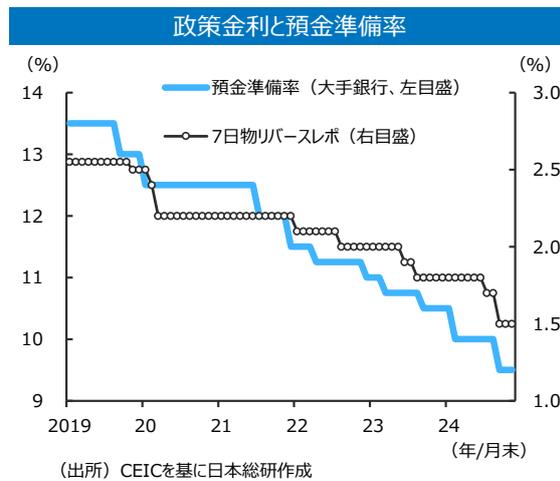
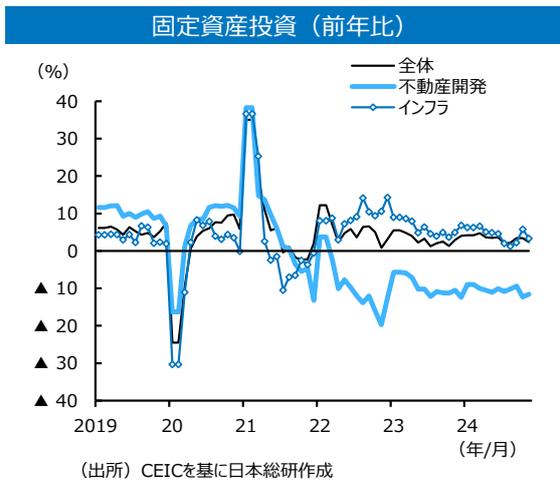
今後、設備更新促進策による製造業の投資拡大や財政出動による政府投資で設備投資は緩やかに増加する見込み。ただし、以下の2点が足かせ要因となる構造は当面変わらず。

第1に、民間企業の投資意欲の低迷。近年の政府による事業規制強化や国有企業重視の産業政策は、民間企業の投資意欲の減退に作用。これに対し、政府は民営経済促進法の制定等、民間企業の発展奨励策を強化する方針。もっとも、これまでの取組でも民間企業の投資は上向かず、今後も急回復は見込み薄。

第2に、不動産投資の低迷。住宅需要の減少トレンドや膨大な在庫の処理を背景に、不動産開発投資の低迷は長引く見通し。

◆不動産価格の下落幅が縮小

政府による購入規制緩和策が奏功し、主要70都市の新築住宅平均価格の下落幅が縮小。11月の価格下落都市数も49に減少。もっとも、住宅需要は人口動態等の構造要因から長期低迷期に入っており、住宅価格が上昇トレンドに転じる公算は小。



当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

根強いデフレ懸念

◆消費者物価の伸び鈍化

2024年11月のPPI(工業生産者出荷価格)は前年同月比▲2.5%と、26ヵ月連続のマイナス。内訳をみると、生産財価格は同▲2.9%と下落持続。消費の低迷を受け、消費財価格も同▲1.4%と、引き続き下落。

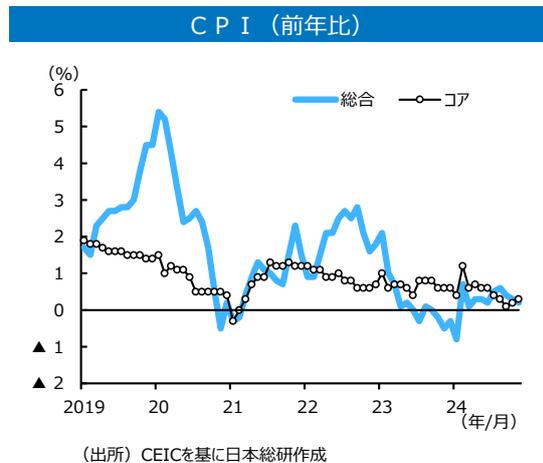
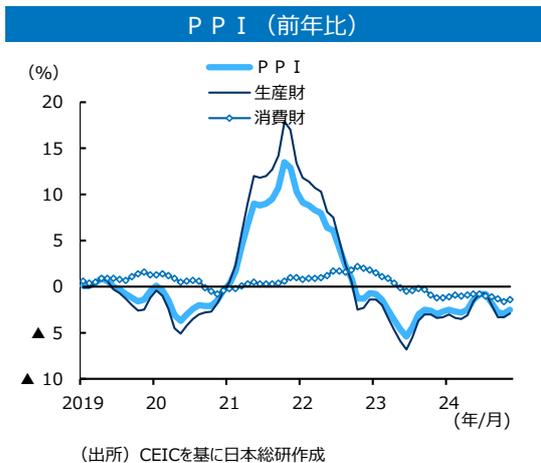
11月のCPIは前年同月比+0.2%、食品・エネルギーを除いたコアCPIは同+0.3%と、ともに低位。個人消費の弱さを映じて、先行きもCPIの伸びは低位で推移する見通し。景気が下振れる場合、下落基調に転じる可能性も。

◆対米ドルレートは人民元安方向へ

人民元の対米ドル相場は、10月以降人民元安方向で推移。今後も人民元安が一段と進む見込み。その背景として、①第2次トランプ政権の経済政策が米国のインフレを加速させ、金利が高止まる可能性が高いこと、②中国当局が関税引上げに備え、ある程度の通貨安の許容を検討しているとみられること、を指摘可能。

◆株価は横ばい

株価は、9月下旬以降、景気対策期待から一時急騰するも、10月以降に出された対策が具体性に乏しかったことから、足元は頭打ち傾向。2025年3月の全人代で景気対策が具体化されることを待ちつつ、当面株価は横ばい圏での推移が続く見込み。



当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

為替情報

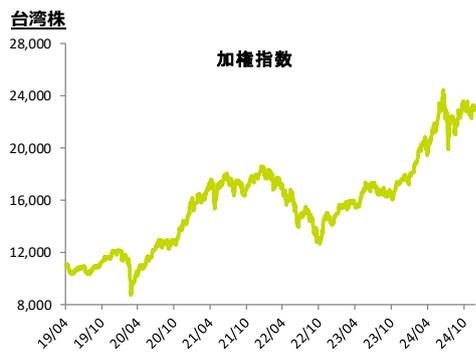
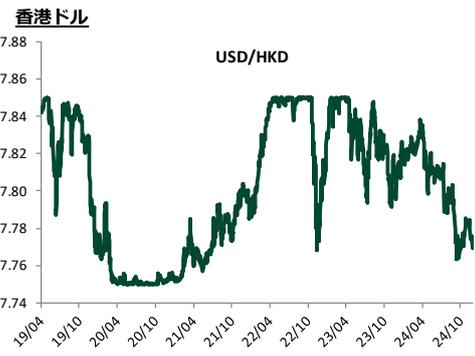
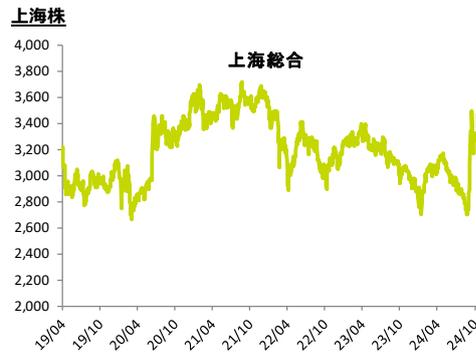
通貨見通し

三井住友銀行
 アジア・大洋州トレジャリー部
 (シンガポール駐在)
 エコノミスト 阿部 良太
 E-mail: ryota_abe@sg.smbc.co.jp

■ 中国人民元 ■ 香港米ドル ■ 台湾米ドル

SMBC China Monthly

		2024/12	2025Q1			2025Q2			2025Q3			2025Q4			2026Q1		
			下限	~	上限												
USDCNH	レンジ		7.10	~	7.49	7.11	~	7.50	7.13	~	7.52	7.14	~	7.53	7.14	~	7.53
	未値	7.34	7.37			7.35			7.33			7.34			7.34		
CNHJPY	レンジ		19.07	~	22.58	18.68	~	21.85	18.18	~	21.23	18.08	~	20.93	17.68	~	20.51
	未値	21.42	20.62			20.27			19.92			19.75			19.35		
USDUSD	レンジ		31.20	~	32.70	31.20	~	32.70	31.00	~	32.50	31.00	~	32.50	31.00	~	32.50
	未値	32.79	31.95			31.95			31.75			31.75			31.75		
TWDJPY	レンジ		4.40	~	5.00	4.30	~	4.90	4.20	~	4.80	4.20	~	4.70	4.10	~	4.60
	未値	4.79	4.76			4.66			4.60			4.57			4.47		
USDHKD	レンジ		7.75	~	7.79	7.75	~	7.79	7.75	~	7.79	7.75	~	7.79	7.76	~	7.80
	未値	7.77	7.77			7.77			7.76			7.76			7.77		
HKDJPY	レンジ		18.23	~	20.90	17.84	~	20.26	17.46	~	19.74	17.33	~	19.48	16.92	~	19.07
	未値	20.24	19.56			19.18			18.81			18.69			18.28		



当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

三井住友銀行